

令和5年度

定期監査結果報告書

井原市監査委員



井 監 第 4 6 号  
令和6年3月27日

井 原 市 長 殿  
井 原 市 議 会 議 長 殿  
井原市教育委員会教育長 殿  
井原市農業委員会会長 殿  
井原市選挙管理委員会委員長 殿

井原市監査委員 長 野 隆

井原市監査委員 柳 井 一 徳

## 令和5年度定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定並びに井原市監査基準に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。



## 目 次

第1	監査の期日及び対象	1
第2	監査の範囲	2
第3	監査の方法	2
第4	監査の主眼	2
第5	監査の結果	2
第6	監査の意見	3
1	総括的事項について	3
(1)	補助金事務について	3
(2)	未収金の回収整理について	3
(3)	会計等書類について	3
(4)	備品管理について	3
(5)	郵便切手等の取扱いについて	3
(6)	公有財産の管理について	3
2	部署別事項について	4
	議会事務局	4
	総合政策部	4
	総務部	4
	市民生活部	5
	健康福祉部	5
	建設経済部	6
	水道部	7
	芳井支所	7
	美星支所	8
	会計課	8
	井原市民病院	8
	教育委員会	8



## 第1 監査の期日及び対象

期 日	対 象
1 1月13日 (月)	芳井小学校、芳井幼稚園、美星中学校、学校給食センター
1 1月14日 (火)	高屋小学校、高屋幼稚園、高屋中学校、市立高等学校
1 1月15日 (水)	荏原小学校、荏原幼稚園、木之子小学校、木之子幼稚園 井原図書館
1月16日 (火)	芳井振興課、芳井保育園、美星振興課、美星天文台
1月17日 (水)	市民課、市民活動推進課、環境企画課
1月22日 (月)	福祉課、子育て支援課、健康医療課
1月23日 (火)	議会事務局、税務課、秘書広報課
1月24日 (水)	市民会館事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、 危機管理課
1月25日 (木)	上水道課、下水道課（浄化センター）、会計課、 井原市民病院
1月29日 (月)	建設課、都市施設課、介護保険課
1月30日 (火)	教育総務課、学校教育課（適応指導教室「大山塾」）、 農林課、農業委員会事務局
1月31日 (水)	生涯学習課（アクティブライフ井原、青少年育成センター、 婦人会館、ふれあいセンター、視聴覚ライブラリー、教育相談室、 星の郷ふれあいセンター、芳井生涯学習センター、公民館、 青少年研修センター）、文化スポーツ課（文化財センター、 歴史民俗資料館、海洋センター、体育館、井原運動公園）、 平櫛田中美術館
2月 1日 (木)	財政課、企画振興課、商工課（地場産業振興センター、労働 福祉会館、働く婦人の家、勤労者体育センター、勤労青少年 体育センター）、観光交流課

## 第2 監査の範囲

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した。

## 第3 監査の方法

令和5年度の事務事業について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、担当課長等から業務概要、懸案事項の説明を受けるとともに、関係諸帳簿を調査する方法により実施した。

## 第4 監査の主眼

事務事業が法令諸規則に準拠して適正かつ効率的に行われ、所期の効果を挙げるべく執行されているか。また、令和4年度定期監査結果報告書及び令和4年度決算審査意見書で指摘要望した事項が適正に処理されているかに留意して実施した。

## 第5 監査の結果

令和5年度の定期監査の結果については、総括的には、概ね適正に執行されていると認められたが、一部については、注意、改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適切な処理に努められたい。

監査の結果に基づき、または監査の結果を参考とし措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項\*の規定により、本職宛てに通知されることを申し添える。

今回の定期監査において、全庁的に共通する意見等を次頁以降の「監査の意見」の「総括的事項について」に記載している。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、その記述は省略した。

\*地方自治法第199条第14項...「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。」



## 第6 監査の意見

### 1 総括的事項について

#### (1) 補助金事務について

財政援助団体への補助金事務において、事業終了後の実績について、市長への報告が遅いものや、報告がされていないものが見受けられた。補助金の交付を受けたものに対し、事業終了後は速やかに実績報告を行うよう求め、補助金の成果について検証を行い、令和6年度に策定される補助金ガイドラインに基づき、見直しをされたい。

#### (2) 未収金の回収整理について

収入未済額を抱える部署については、財源確保と負担の公平性を図るうえでも、引き続き、新規滞納者を作らないよう、収入未済額の解消に努めることを望む。

#### (3) 会計等書類について

支出負担行為書、支出命令書及びその添付書類に日付の記載漏れや決裁印漏れがあった。確認を励行し適正に事務処理をされたい。

#### (4) 備品管理について

備品記録簿の整備など備品の管理等において、一部改善すべき点が認められた。「井原市財務規則」及び「備品管理要領」に基づき、適切な管理に努められたい。

備品の購入や更新は計画的に実施するとともに、備品記録簿への記入はもとより、定期的にチェックを行い、廃棄・修理等の必要の有無を確認する等、購入後の管理も厳重に行うよう望む。

#### (5) 郵便切手等の取扱いについて

郵券受払簿の残高と実際の郵便切手等の保有高が一致していないケースが見受けられた。郵券、印紙等は、金券であることを認識し、適正に管理されたい。

長期間、多くの切手、はがきを保有されているのが見受けられた。使用頻度が少なくなっているので在庫は必要最小限とするよう努められたい。

#### (6) 公有財産の管理について

各部署において、井原市財務規則第182条第2項に基づく公有財産整理簿を備え、常に公有財産の状況を明らかにし、適正に管理されたい。

## 2 部署別事項について

### 議会事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

### 総合政策部

#### ○ 秘書広報課

特に指摘する事項は認められなかった。

#### ○ 企画振興課

特に指摘する事項は認められなかった。

### 総務部

#### ○ 危機管理課

支出命令書に添付されている請求書について、請求者と請求金の振込口座の名義が相違しているものがあつた。そのような場合は、請求金の受領にかかる委任状が必要であるので適正に処理されたい。

#### ○ 総務課

財政援助団体に係る補助金について、事業終了後は、井原市補助金交付規程第7条に基づき直ちに実績報告を受け、補助金の成果について検証されたい。

旧給食センター倉庫については、各部署の備品等が保管されている。不要品などは処分し適正に管理されたい。

#### ○ 選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

#### ○ 財政課

井原市財務規則第182条第2項に基づく公有財産整理簿の整備が不十分の部署が見受けられた。各部署の管理する公有財産について、状況把握に努められたい。

#### ○ 税務課

滞納者の実態把握と分析を強化し、不納欠損に至るまでに適切な収納努力を行うなど、市民の納税意欲を阻害することのないよう債権管理に努められたい。

## ○ 市民会館事務局

令和5年8月7日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された井原市民会館本館・別館については、適切な時期に保存修理を行われたい。

## **市民生活部**

### ○ 市民課

美星国保診療所については、井原市財務規則第182条第2項に基づき公有財産整理簿を備え、適正かつ効果的な維持管理に努めていただきたい。また、備品については、備品記録簿と照合し、取扱責任者を定め、適正に管理されたい。

### ○ 市民活動推進課

井原市がんばる地域応援補助金については、補助金の成果について検証されたい。

住宅資金貸付金償還金について、引き続き、滞納事案ごとに整理した上で収入確保を図り、収入未済額の縮減に努められたい。

支出命令書に添付されている請求書について、請求者と請求金の振込口座の名義が相違しているものがあつた。そのような場合は、請求金の受領にかかる委任状が必要であるので適正に処理されたい。

指定管理者に管理委託している市民活動センター「つどえーる」については、井原市財務規則第182条第2項に基づく公有財産整理簿に記載されていなかった。施設の使用状況、管理状況を把握し適正に管理されたい。また、備品については、備品記録簿と照合し、取扱責任者を定め、適正に管理されたい。

### ○ 環境企画課

令和4年度の井原市環境衛生協議会運営事業補助金、井原市水道事業会計補助金及び井原市簡易水道事業会計補助金について、事業成績及び収支決算の報告がされていなかった。井原市補助金交付規程第7条に基づき適正に事務処理をされたい。

## **健康福祉部**

### ○ 福祉課

福祉基金助成事業について、精査され見直しを図られたい。

## ○ 子育て支援課

放課後児童クラブの運営について、各児童クラブ運営委員会に委託しているが、繰越金が発生している。各クラブ運営委員会の繰越金額を把握し、繰越金の扱いについて検討されたい。また、備品の管理などを含め児童クラブが適正に運営されるよう指導されたい。

支出命令書に添付されている請求書について、請求者と請求金の振込口座の名義が相違しているものがあつた。そのような場合は、請求金の受領にかかる委任状が必要であるので適正に処理されたい。

## ○ 介護保険課

特に指摘する事項は認められなかつた。

## ○ 健康医療課

明治診療所及び芳井保健センターで保管している備品について、確認を行い整理されたい。

## ○ 保育園

保育園 2 園のうち、芳井保育園について監査を行った。

### ◇ 芳井保育園

管理する行政財産については、井原市財務規則第 182 条第 2 項に基づき公有財産整理簿を備え、適正な維持管理に努められたい。

## **建設経済部**

## ○ 商工課(労働福祉会館、働く婦人の家、勤労者体育センター、勤労青少年体育センター)

財政援助団体に係る補助金について、事業終了後は、井原市補助金交付規程第 7 条に基づき直ちに実績報告を受け、補助金の成果について検証されたい。

## ○ 観光交流課

令和 6 年年賀状が 2 月 1 日時点で、200 枚以上在庫としてあつた。井原市のマスコットキャラクター「でんちゅうくん」へ年賀状が届いていたが、年賀状の返信ができていないものであつた。年賀状の発送時期を逸していると思われるので、適切に対応されたい。

公有財産整理簿に、他部署が管理している財産の記載があつた。井原市財務規則に基づき、適正に管理されたい。

## ○ 美星天文台

管理する行政財産については、井原市財務規則第182条第2項に基づき公有財産整理簿を備え、適正な維持管理に努められたい。

美星天文台、井原市星空公園の備品について、備品記録簿と照合し、取扱責任者を定め、適正に管理されたい。

## ○ 農林課、農業委員会事務局

井原市森林組合への補助金について、実績の報告がされていなかった。事業終了後は、井原市補助金交付規程第7条に基づき直ちに実績報告を受け、補助金の成果について検証されたい。

公有財産の管理にあたり、財産台帳は備えられているが、手入れがされていなかった。管理する公有財産については、井原市財務規則第182条第2項に基づく公有財産整理簿を備え適正に管理されたい。

## ○ 建設課

公有財産整理簿に水防倉庫の記載がなかった。井原市財務規則に基づき、適正に管理されたい。

## ○ 都市施設課

特に指摘する事項は認められなかった。

## **水 道 部**

### ○ 上水道課

井原市水道事業会計補助金について、井原市補助金交付規程第7条に基づき事業成績及び収支決算を市長へ報告されたい。

### ○ 下水道課(浄化センター)

特に指摘する事項は認められなかった。

## **芳 井 支 所**

### ○ 芳井振興課

井原市明治ごんぼう村手作り体験道場に設置されている消火器について、耐用年数を経過していたので、適正に管理されたい。

## 美 星 支 所

### ○ 美星振興課

備品記録簿について、取扱責任者が異動により在籍していない職員となっていた。備品については、指定管理者が管理している施設の備品も含め、使用者、取扱責任者を定め、適正に管理されたい。

大倉財産区会計において、農機具庫と書庫を購入しているが、備品として備品記録簿に登録されていなかった。取扱責任者、保管場所を定め、適正に管理されたい。

管理する行政財産については、井原市財務規則第182条第2項に基づき公有財産整理簿を備え、適正に管理されたい。

## 会 計 課

支出命令書に添付されている請求書について、請求者と請求金の振込口座の名義が相違しているものがあつた。審査を厳重に行い支払の決定をされたい。

請求書の記載事項及び押印について、必要な要件を周知されたい。また、押印廃止にともない、押印が不要の請求書について、法人、団体、個人ごとに必要な記載事項及び要件を周知されたい。

## 井原市民病院

診療費等の収入未済額が多額となっているので、未納者の状況把握と早期の収納に努められたい。

決裁されてない支出伝票が多く見受けられた。適正な事務処理をされたい。

## 教育委員会

### ○ 教育総務課

特に指摘する事項は認められなかった。

### ○ 学校教育課（適応指導教室「大山塾」）

特に指摘する事項は認められなかった。

### ○ 生涯学習課（アクティブライフ井原、芳井生涯学習センター、公民館、視聴覚ライブラリー、青少年育成センター、教育相談室、婦人会館、ふれあいセンター、星の郷ふれあいセンター、青少年研修センター）

各地区公民館の管理運営について、各地区公民館管理運営委員会に委託している。委託料の中で、備品を購入しているが、所有権、責任者、保管場所を定め、適正に管理されたい。なお、一定金額以上の備品については、公民館費の備品購入費で支出するのが適当と考える。

管理する行政財産については、井原市財務規則第182条第2項に基づき公有財産整理簿を備え、適正に管理されたい。

○ 文化スポーツ課(文化財センター、歴史民俗資料館、海洋センター、体育館、井原運動公園)

財政援助団体に係る補助金について、事業成績及び収支決算の市長への報告がされていないものがあった。事業終了後は、井原市補助金交付規程第7条に基づき直ちに事業成績及び収支決算の報告を受け、補助金の成果について検証されたい。

管理する行政財産については、井原市財務規則第182条第2項に基づき公有財産整理簿を備え、適正に管理されたい。

○ 平櫛田中美術館

寄附を受けたテーブルと椅子について、備品の登録がされていなかった。井原市財務規則第209条及び備品管理要領第7条の規定に基づき適正に事務処理をされたい。

管理する行政財産については、井原市財務規則第182条第2項に基づき公有財産整理簿を備え、適正に管理されたい。

○ 図書館

井原図書館の収蔵庫は、空スペースがあまりない状態であるが、常に整理整頓に努められたい。

○ 学校給食センター

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 市立高等学校

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 幼稚園

幼稚園13園のうち、高屋幼稚園、木之子幼稚園、荏原幼稚園、芳井幼稚園の4園について監査を行った。

◇ 高屋幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 木之子幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 荏原幼稚園

交際費の資金前渡について、精算の手続きが遅れていた。井原市財務規則第70条の規定に基づき、支払が完了したときは、速やかに資金前渡金精算書を作成し市長に提出されたい。

◇ 芳井幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 小学校

小学校13校のうち、高屋小学校、木之子小学校、荏原小学校、芳井小学校の4校について監査を行った。

◇ 高屋小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 木之子小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 荏原小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 芳井小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 中学校

中学校5校のうち、高屋中学校、美星中学校の2校について監査を行った。

◇ 高屋中学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 美星中学校

特に指摘する事項は認められなかった。